

第 228 回の意見への回答

内水面漁場管理委員会 事務局

① 逸出防止装置の洪水出水時の引き上げについて

大雨による野尻湖放水の頻度について、野尻湖漁業協同組合の石田組合長から聞き取りを行った。

・大雨により東北電力が行う放水の頻度は 1 年に 1 回あるかどうかであり、昨年はなかった。

・漁協が施設を引き上げるのは東北電力から依頼があった場合のみであり、漁協の判断で引き上げることはない。

(事務局補足) 長野建設事務所による許可条件には施設引き上げに関する記載はない。

【最近の引き上げ事例】

平成 30 年 7 月豪雨により、東北電力が 7 月 5 日、6 日に野尻湖の緊急放水を実施した、それに伴い、野尻湖漁業協同組合は 7 月 5 日～8 日の間、池尻川の逸出防止装置 1、2、3 (図) を引き上げた。

経過

7 月 5 日

東北電力及び野尻湖漁業協同組合それぞれから内水面漁場管理委員会事務局あてに放水の実施及び装置の引き上げについて以下のとおり電話連絡があった。

・東北電力：「大雨により野尻湖があふれそうなので放水を始めている。逸出防止施設へのゴミ詰まりが多く、水の流れを妨げ危険なため施設を上げることを漁協に依頼した。」

・野尻湖漁業協同組合：「東北電力からの依頼により装置を引き上げることとなった。」

7 月 9 日

野尻湖漁業協同組合は放水終了後の 7 月 8 日、9 日に電気ショッカーにより逸出魚の確認を行ったことが報告された(表)。確認された魚種はコイ、ドジョウ、ヤツメウナギ、(エビ) であり、2 回連続してオオクチバス、コクチバスは捕獲されていない。放水終了後、排砂門は完全に閉じて水は止まっている状況であり、9 日に装置を元に戻した。

対策対応の規定

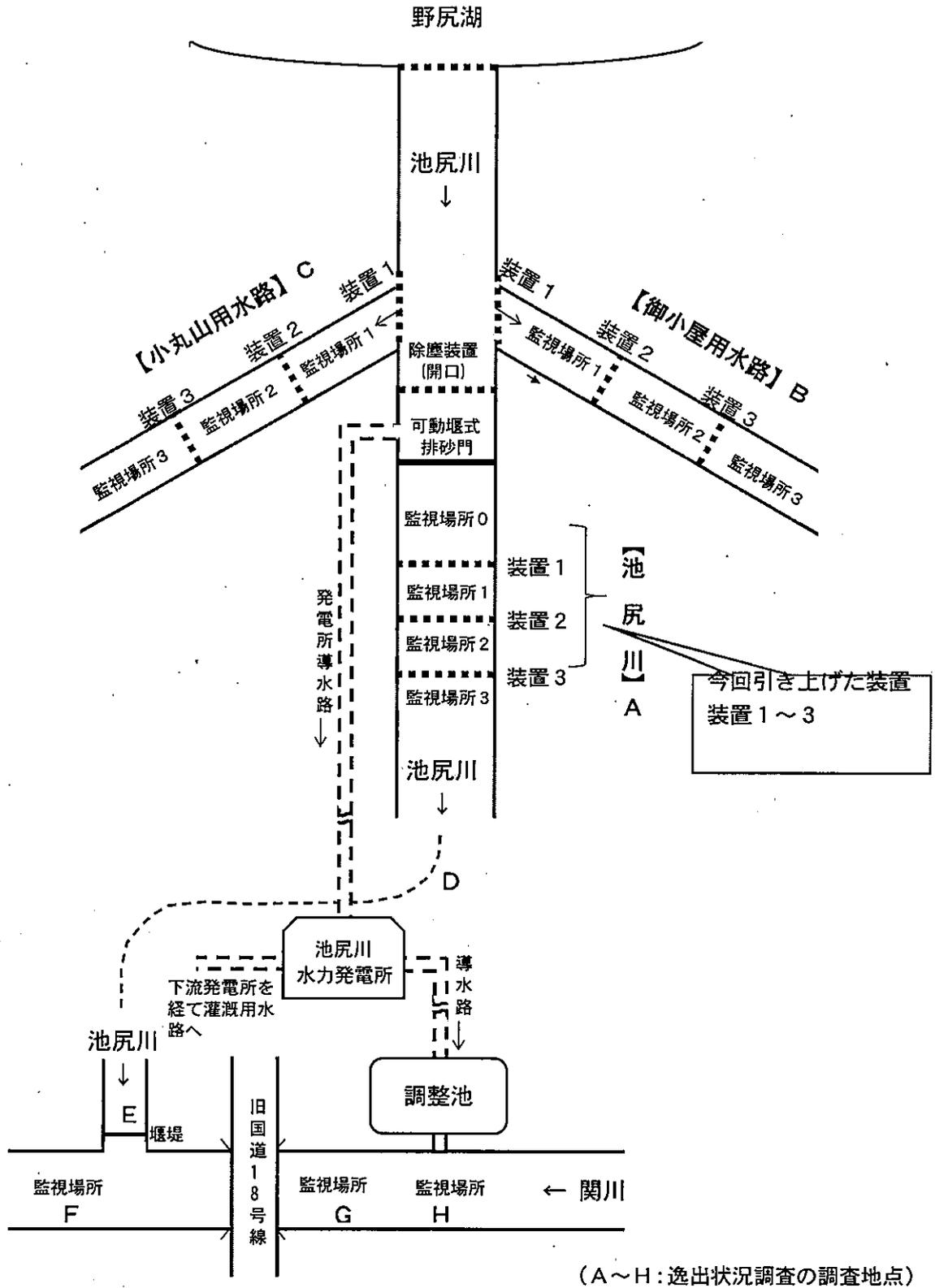
この場合の対策方法については「第4期（H30.4.1～H33.3.31）におけるオオクチバス等再放流禁止指示解除申請に係る審査基準について」のⅡ-1（3）-④の規定のとおり対策方法を行うこととなっており、規定通り対応された。

Ⅱ-1（3）-④
 オオクチバス等が監視場所で確認され、当該魚が逸出魚であることが否定できない場合、及び洪水等の不測の事態発生があった場合は、申請者は前者の場合は逸出魚が確認された翌日から、後者の場合は洪水等不測の事態が終息し監視が可能になった日から、③に示す電気ショック等による確認の日頻度を可能な限り高め、最低2回連続して逸出魚が捕獲されなくなるまで、電気ショック等による捕獲に努めるとともに、逸出状況等及び駆除結果を内水面漁場管理委員会に報告する

表 逸出防止装置監視記録（電気ショック）

月日	監視場所	監視時間	逸出魚有無	逸出魚種	尾数	
7月8日	池尻川 A	0 4:50	無		—	
		1 4:45	無		—	
		2 4:40	無		—	
		3 4:20	有	コイ ドジョウ エビ	1 8 多数	
	御小屋用水路 B	1 5:20	無		—	
		2 5:15	無		—	
		3 5:10	無		—	
	小丸山用水路 C	1 9:48	無		—	
		2 9:46	無		—	
		3 9:45	無		—	
	7月9日	池尻川 A	0 9:37	無		—
			1 9:36	無		—
2 9:35			無		—	
3 9:30			有	ヤツメウナギ ドジョウ	2 多数	
御小屋用水路 B		1 9:48	無		—	
		2 9:46	無		—	
		3 9:45	無		—	
小丸山用水路 C		1 9:40	無		—	
		2 9:39	無		—	
		3 9:38	無		—	

図 逸出防止施設の概要



②オオクチバスのキャッチアンドリリースについての水産庁、全内漁連、山梨県の考え方

水産庁

- ・内水面漁場管理委員会指示で外来魚のキャッチアンドリリースを禁止していること、逸出防止の条件を満たした中で、指示を解除することについて、法的に抵触することはない。
- ・県の内水面漁場管理委員会で決めたことであるので、それに対して何か言えるものではないが、外来魚のリリース禁止の目的と解除の理由に整合があればよいのではないか

全内漁連

- ・全内漁連としては、外来魚は駆除していくものと考えてるので、基本的にはおすすしめない。現状で逸出防止措置を条件にリリース禁止指示解除はしていても将来的に遊漁対象をワカサギ等に変えてオオクチバスに頼ることをやめていくべきではないか

山梨県

- ・山梨県については山中湖、河口湖、西湖にオオクチバスが免許されており、平成 25 年度及び平成 15 年度の漁業権免許切替におけるオオクチバスの漁業権免許に対する考え方が掲載されている

(<http://www.pref.yamanashi.jp/kakinousui/h25menkyokirikae.html>)

(事務局聞き取りにより補足)

- ・漁業権について、山梨県内水面漁場管理委員会により魚族への影響を定期的に調査することが指示されており、西湖では刺し網、河口湖、山中湖では地引網を毎年行い、取れる魚種に変化がないことを確認している
- ・オオクチバス、コクチバス、ブルーギルは山梨県内水面漁場管理委員会によりリリース禁止されており、オオクチバスの場合のみ山中湖、河口湖、西湖は除かれており、コクチバス、ブルーギルはリリース禁止であることは周知されている